

新潟県新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第56号

新潟県新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 4（第123条関係）			別表第 4（第123条関係）		
行政財産の使用料			行政財産の使用料		
区分	使用の種類	単位	使用の種類	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)		(略)		
	水管、下水		水管、下水		
	道管、ガス		道管、ガス		
	管その他これに類するもの		管その他これに類するもの		
	外径が0.15メートル未満のもの		外径が0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		外径が1メートル以上のもの		
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）		
	（略）		（略）		
備考（略）			備考（略）		

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。